熊本県産業技術センター設備利用要項

（目的）

第１条　県内企業、特に中小企業の新技術や新製品の開発及び技術力の向上に資することを目的として、産業技術センターの設備を開放する。

（設備利用の申請）

第２条　産業技術センターの設備を利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、設備使用受付票（別記様式１）を産業技術センター所長（以下、「所長」という。）に提出し承認を得なければならない。

（利用期間）

第３条　同一の設備を連続で利用できる期間は、原則として最大５日間とする。

（利用時間）

第４条　利用できる時間は原則として平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

（設備利用の拒否等）

第５条　所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は第２条の規定による設備利用の申請を承認しない。

（１）設備の利用が関係法令、条例等の法律や基準に違反するおそれがあるとき。

（２）利用者が、偽りその他不正な行為により設備利用申請を行ったとき。

（３）設備の利用により設備に被害を生じさせるおそれがあるとき、又は業務上支障となるおそれがあるとき。

（４）設備の開放を行う必要がないと認めるとき、又は設備の開放を行うことができないとき。

（５）利用者が暴力団関係者（暴力団員（熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号。以下この号において、「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有するもの（同条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）であるとき。

２　所長は、承認後において申請内容等が第１項に該当することが明らかになった場合、承認を取り消すことができる。

（工具等消耗資材の調達）

第６条　設備利用の際に必要な工具等消耗資材については、原則として利用者が持参するものとする。

（使用料）
第７条　利用者は、設備利用申請時に、熊本県産業技術センター条例（昭和２７年６月１４日条例第４２号）第５条で定める使用料を証紙により支払うものとする。

（設備損傷に対する補償）
第８条　設備使用にあたり、利用者の不注意により設備に損傷を与えた場合は、利用者の責任において現状復旧を行うものとする。ただし、設備の通常利用等不可抗力による場合はこの限りでない。

（事故及び災害発生時の責任）
第９条　設備利用中に利用者の責に起因して発生した事故及び災害については、利用者において全責任を負うものとする。

（その他）
第１０条　この要項に定めるもののほか、設備利用に関し必要な事項は別途定める。

附　則
この要項は、昭和６３年６月１３日から施行する。
この要項は、平成２３年３月２９日から施行する。
この要項は、平成２７年２月１２日から施行する。
この要項は、令和５年４月１日から施行する。
この要項は、令和５年１０月１日から施行する。
この要項は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式１(第２条関係) (日本産業規格A4横長型)

所　長	次　長	次　長	総務主幹	総務課員	総務主査	主　査
次長専決						

設備使用受付票

伺い）本書のとおり設備使用を承認してよろしいか伺います。
なお、依頼者から交付依頼があったときは、別添のとおり、インボイス明細書(消費税の適格請求書)を交付してよろしいか、併せて伺います。

受付年月日　　**受付番号**　　**管理番号**
第　　号

企業名又は氏名

住所

使用者名　　**連絡先**

使用目的

使用期間
～

設備の使用について、下記のとおり申請します。

使用設備名		担当室		金額(税込)
使用開始時間	使用終了時間	使用時間	基本額	

消費税率　　%　　**合計金額(　　%対象)**　　円
内消費税　　円

主担当研究員所属部門　　**主担当研究員**

設備使用受付票

受付番号　第　　号

収入証紙貼付

収入証紙貼付欄

備考

合計金額(10%対象)　円

内消費　円

☐ 会社及び役員等は、暴力団等反社会勢力に該当しないことを表明します。